

**「金融検査評定制度の一部改正（案）」の公表について
 ≪コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方≫**

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全般	<p>円滑化法の延長に伴い、これまでの中小企業者の資金繰り支援を中心とした貸付の条件変更の取組みから、コンサルティング機能の積極的な発揮へと取組みも中小企業者の実態把握に踏み込むことを求めている。</p> <p>中小企業者の財務支援活動を通じての経営改善計画書の策定後において、景気の悪化や主要取引先による影響、更に今般の東日本大震災等の外的影響により、大きく業況が変化する場合が多い。</p> <p>このような要因を含め、経営改善計画書の見直しが発生することから、その進捗状況については、適切な評価をしていただきたい。</p>	<p>景気の悪化等の影響により業況が大きく悪化したような場合に、経営改善計画の見直しを行うことは、当然のことであり、同計画の適切なフォローアップを行うことが重要です。</p> <p>金融円滑化の評定に当たっては、</p> <p>金融円滑化の方針や内部規程が適切に定められ、組織内に周知徹底が図られているか、</p> <p>顧客の事業価値を適切に見極める能力を向上させるため、営業店等に対し適切な指導が行われているか、</p> <p>経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導等を行う等、経営改善に向けた働きかけを行っているか 等</p> <p>金融機関が、これまでに蓄積した情報を踏まえつつ、自らの取引状況等も勘案して、適時適切にコンサルティング機能を発揮する態勢の整備が図られているかを十分に検証の上、評定を行うこととなります。</p>
2	全般	<p>金融機関の規模や特性に応じた金融仲介機能を発揮させるための態勢が構築されているかどうかと明記されておりますが、検査官の捉え方によって評定の高低差が発生しないようお願いしたい。</p> <p>また、「創意工夫を凝らした特別な取組みのみならず、日常的で地道な取組みにより債務者の実態をきめ細かく把握</p>	<p>金融円滑化の評定に当たっては、各金融機関の規模・特性その他の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な判断を行わないこととしています。また、検査官の捉え方によって評定の違いが発生することがないように、指導・研修等の充実に努めてまいります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>した上で対応しているか」とあるが、評価にあたっては「上位行をモデルケースとしたものを強要する」ことがないようにはしていただきたい。</p> <p>なお、ソリューションの提案・実行に至らなくても、信用組合ならではの日常的な活動を通じた地道な取組みでも、顧客にとっては重要なコンサルティング機能となるような取組みはとかく評価が低いものとして捉えられる傾向にあることから、検査官の主観により差異がでないよう、適切な評価をしていただきたい。</p>	
3	全般	<p>金融円滑化編と他のリスクカテゴリーとの関係について、説明していただきたい。</p>	<p>金融検査マニュアルの「金融円滑化編チェックリスト」に記載された検証項目と、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に記載された検証項目の中には、顧客説明等や中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等に関して、重複するものもありますが、例えば、</p> <p>新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客への適切な説明等について問題が認められる場合には、一義的には、「金融円滑化編」で評価することとなります。</p> <p>一方、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明のみならず、顧客説明全般について問題が認められる場合には、顧客説明管理態勢上の問題として「顧客保護等管理態勢」で評価することとなります。</p> <p>また、営業店が、経営改善計画の策定支援や同計画の</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
			<p>フォローアップを行っていないなど、金融仲介機能の発揮が十分でない場合には、一義的には、「金融円滑化編」で評価することとなります。</p> <p>一方、債務者の定性的な情報を含む経営実態を十分把握しておらず、適切な債権管理が行われていないなど、リスク管理に問題が認められる場合には、「信用リスク管理態勢」で評価することとなります。</p> <p>いずれにしても、検証項目が複数の評価項目で重複する場合にどの評価項目で評価するかについては、個々の問題事象（不備事例）が生じた原因を精査した上で判断する必要があり、同一の問題事象を根拠として複数の評価項目で重複して評価することのないよう留意することとしています。</p>
4	全般	<p>評価項目確認表の評価結果の確認について、意見に相違がある場合、受検者に妥当性の認識を過度に求めることがないようにしていただきたい。</p>	<p>金融検査マニュアルの【はじめに】において、「問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明」として「(検査官と金融機関との) 双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある」としており、検査官と金融機関との間で双方向の議論を実践することが重要であると考えています。金融機関においては、評価結果について議論する際に、金融円滑化への取組状況等について、十分な主張をしていただきたいと思います。</p> <p>なお、検査に当たっては、検査官と金融機関との双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得るよう努めてまいります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
5	全般	<p>金融円滑化編を新たに評価項目に加えることについて反対である。</p> <p>「中小企業金融円滑化法」をベースとする金融検査評価は、その政治性と動機（モラトリウム実施）故に適切ではなく、本来の適正な金融検査概念を政治主導で歪めるもので同意できない。特に近い将来、国を挙げて不良債権への対応に全力を挙げなければならない時期が再度来た際、現場の混乱を招く恐れのある評価項目の設定には同意できない。</p> <p>「理由」</p> <p>平成24年3月までの時限立法である中小企業金融円滑化法の施行状況について、平成24年度の検査年度から評価を行うことは、同法の更なる延長を前提に検査制度を改定するものと理解できるが、行政による立法行為への介入ではないか、との疑いがある。</p> <p>また、金融検査マニュアルの「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」の記載に従い、法失効後も適用される一部の条項のみに限り、別途の評価項目として残すと言うのであれば、その残す内容を具体的に明記してパブリックコメントを求めるべきではないか。</p> <p>現状金融検査マニュアルでは「金融円滑化編チェックリストのうち、Ⅰ. 1. ②ト.、Ⅱ. 1. (1)②ル. 及びヲ.、Ⅱ. 1. (1)③ト.、Ⅱ. 1. (2)①(ii)、Ⅱ. 1. (2)④、Ⅲ. 1. ③及び④、Ⅲ. 2. ③(viii)及び(ix)</p>	<p>ご意見として承ります。なお、反対の理由として掲げられている点については、以下のとおり考えています。</p> <p>金融検査マニュアルの金融円滑化編の検証項目には、中小企業金融円滑化法に定められている体制の整備など、中小企業金融円滑化法の実効性確保のための検証項目のほか、一般的な金融円滑化のための検証項目があります。中小企業金融円滑化法の適用がある間は、両者の検証項目に基づいて検証・評価を行います。同法の失効後は、後者の恒久的な検証項目のみに基づいて検証・評価を行うこととなります。したがって、今回、金融円滑化編を金融検査評価制度の対象とすることについては、中小企業金融円滑化法の延長を前提としたものではありません。</p> <p>なお、中小企業金融円滑化法の失効後も適用される金融円滑化編の検証項目が不明確とのことですが、中小企業金融円滑化法の実効性確保のための検証項目は、同法の失効に伴い、その効力を失う項目として、ご指摘のとおり、金</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>については、中小企業金融円滑化法の失効に伴い、その効力を失う。」と記載しているが、金融円滑化の概念の一部が具現されている上記項目中、現実問題として何が本当に残るのか分かりにくく、不明確ではないか。</p> <p>また、中小企業金融円滑化法が平成24年3月に失効するとすると、平成23年検査年度に検査を受ける金融機関と、その失効後の平成24年検査年度で検査を受ける金融機関の検査内容も異なることとなり、公平性に欠けるとの問題が生じるのではないか。</p> <p>金融円滑化について独自の評定項目を作らなくとも、融資顧客へのサービスの向上は既に現在の評定項目でカバーされている。</p> <p>現在の金融検査マニュアルでも、金融円滑化の内容の多くは、利用者保護、特に融資の説明責任やリレーションシップバンキングの進展状況、信用リスク管理等と重複する旨の記載がある。従って、実務的には、これらの利用者保護等の項目において同様の内容に重点を置いた金融検査評定を行えばカバーできる問題であり、わざわざ別の評定項目を設定することは必要ないのではないか。現に中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針には、「金融円滑化」の特別項目はない。</p>	<p>融検査マニュアルに記載されており、同法の失効後においても、検証・評定の対象となる一般的な金融円滑化のための検証項目は明確なものと考えています。</p> <p>また、中小企業金融円滑化法に限らず、一般的に、法令等の制定・改廃に伴い金融機関が対応すべき事項は変わりうるものであり、金融検査は、こうした法令等の制定・改廃といった状況変化も踏まえ、検査時点での金融機関の態勢整備の状況を検証するものです。したがって、検査実施時期により検証内容が異なることが、公平性の観点から問題とは考えていません。</p> <p>金融円滑化は金融機関の重要な役割の一つであり、金融円滑化管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のために必要不可欠なものであることから、平成21年12月の金融検査マニュアルの改定により、金融円滑化編を新設しました。</p> <p>なお、金融円滑化の性質上、「金融円滑化編チェックリスト」に記載された検証項目と、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に記載された検証項目の中には、重複するものもありますが、多くの検証項目は金融円滑化編の新設により新たに記載されたものです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>健全な与信制度維持の立場から適切ではない。</p> <p>そもそも金融円滑化編が設置された原因となった中小企業金融円滑化法自体、平成 21 年 12 月の立法時には、平成 23 年 3 月末までの時限立法としながら、平成 22 年 12 月に平成 24 年 3 月末まで 1 年延長したものである。この制度の長期の運用はモラルハザードを招き、金融機関の資産内容の悪化と自己資本の劣化を招くばかりではなく、我が国経済の健全な発展を阻害する可能性がある、と指摘されたが故に時限立法とされた経緯があると理解している。平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえ、一部の被災地域で今後も中小企業金融円滑化法の延長ないしその概念の延長が認められることは止むを得ないかもしれないが、それ以外の場合は基本的にこの制度の長期実施は、我が国の金融制度にとって健全なものとは考えられず、従って金融円滑化編に評価制度を導入すべきではないと考える。</p> <p>金融機関の営業判断・審査能力を劣化させ、外部コンサルタントや信用保証協会へ丸投げの風潮を生み出している。</p> <p>中小企業金融円滑化法の一面の功績として、同法の導入を機に、多くの金融機関が金融検査マニュアルや監督指針を参考にリレーションシップバンキングを進展させてきたことは評価する。</p>	<p>、④及び⑤</p> <p>金融円滑化は金融機関の重要な役割の一つであり、金融円滑化管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のために必要不可欠なものであることから、平成 21 年 12 月の金融検査マニュアルの改定により、金融円滑化編を新設しました。</p> <p>金融検査マニュアルの金融円滑化編の検証項目には、中小企業金融円滑化法に定められている体制の整備など、中小企業金融円滑化法の実効性確保のための検証項目のほか、一般的な金融円滑化のための検証項目があります。中小企業金融円滑化法の適用がある間は、両者の検証項目に基づいて検証・評価を行います。同法の失効後は、後者の恒久的な検証項目のみに基づいて検証・評価を行うこととなります。</p> <p>なお、金融円滑化については、債務者の経営実態のきめ細かな把握、経営改善計画の策定支援、同計画の適切なフォローアップなど、金融機関が債務者に対するコンサルティング機能を発揮し、債務者の経営改善が図られるための態勢整備が重要であるとの認識の下、これまで金融機関に対する検査等を行ってきたところであり、これは金融円滑化編を評価制度の対象とすることによって変わるものではありません。今後も引き続き、債務者に対するコンサルティング機能を発揮するための実効性のある態勢整備が行われているか、検査等を通じて重点的に検証してまいります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>反面、金融機関は自らの頭で与信判断等を行うことを止め(減らし)、融資案件審査を信用保証協会へ丸投げし、また事業再生も外部コンサルタントへ丸投げする事例も多く見られる。更により深刻な問題は、借入人ですら自らの頭で考えて営業戦略を立てることを怠り、金融機関に頼って外部コンサルタントを紹介してもらい・・・といった自助努力を怠らせる傾向が強いアイデアが金融検査評定の名目で、我が国の産業に強制移入されようとしているように見える。</p> <p>自己の頭で資産評価する能力が減退してきた金融機関にとっては、コンサルティング機能を実施する際の判断基準が今一つ明確でなく、特に金融円滑化イコールほぼ無条件で条件変更に応じ、貸し出しを行うことだと理解してきた金融機関(またはその役職員)にとっては、与信審査も引き続き杜撰な事例が多い。これらの問題は、金融円滑化編を検査対象とし、金融検査評定制度に組み入れることで簡単に直せる性格のものではなく、長年かけて各金融機関が築き上げていく企業文化に類するものではないか、と考える。</p>	
6	<p>評定における留意点等【プラス要素】</p>	<p>中小企業者は、短期間(1~2年)で経営が改善し、返済能力の改善等が直ちに図られることは稀であることから、評定においてはその点を踏まえ、適切な評価をしていただきたい。</p>	<p>検査評定は、金融検査マニュアルの検証項目に基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置くこととしています。</p> <p>金融円滑化の評定に当たっては、債務者の返済能力の改善</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
			<p>等の状況だけではなく、債務者に対する適切な経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援状況等、金融機関の態勢面に問題はなかったかを十分に検証の上、評価を行うこととなります。</p>
7	<p>評価における留意点等 【プラス要素】</p>	<p>金融円滑化のためには、債務者の求める融資が、適切な貸付条件により提供されることが、重要だと思います。したがって、評価におけるプラス要素として、「債務者の求める融資が、そのリスク等を勘案した上で、適切な貸付条件により提供されている場合」を加えるべきだと思います。</p>	<p>債務者の求める融資について、そのリスク等を勘案した上で、適切な貸付条件により提供することは、金融機関のリスク管理や金融円滑化の観点から、当然に行われるべきことであり、【プラス要素】として勘案すべき事項ではないと考えています。</p>
8	<p>評価における留意点等 【その他留意点】</p>	<p>「日常的で地道な取組みにより、債務者の実態をきめ細かく把握した上で、対応しているかがポイントとなることに留意する。」とあるが、評価の具体的なポイントを明示していただきたい。例えば、具体的な事例等を金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の中で、具体的に明示していただきたい。</p>	<p>金融検査評価制度は、金融機関の検査において金融検査マニュアルに基づき検証した検査結果を評価項目毎に段階評価するものです。</p> <p>金融検査マニュアルにおいては、「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導および経営改善計画の策定支援等の取組み等」として、例えば、「継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。」など、検証項目を例示しています。</p> <p>但し、本項目はあくまでも例示であり、各金融機関においては、本項目に例示された事項を参考に、それぞれの規模・特性を踏まえ、創意工夫を発揮した対応を行う必要があると考えています。</p> <p>また、本項目に例示されていない事項であっても、例えば、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
			<p>後継者育成等に係る相談など、取引先である中小・零細企業等の身の丈・ニーズにあった身近な情報提供・経営相談・経営指導に取り組むこと等が重要であると考えています。</p> <p>なお、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例については、先に公表された「金融検査結果事例集」(23年7月1日付)において、指摘事例だけでなく評価事例も数多く掲載しており、これらも参考にさせていただきたいと思います。</p>